

町田市情報公開・個人情報保護審査会
2024年度第1号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2025年11月13日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 野村武司

2024年5月28日付け24町市協第117号(2024年度第1号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2024年2月22日に処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2024年3月28日付け23町市協第562号の3をもって行った不存在を理由とした非公開決定は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2024年3月28日付け23町市協第562号の3をもって行った不存在を理由とした非公開決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消し、請求文書を公開せよとの裁決を求めた。

第3 本事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条第1項の規定により、2024年2月22日に処分庁に対し、「市民協働推進課の簿冊の文書一覧(1)2013年度・13町市協第485号規約変更認可書を格納した簿冊」を対象とする公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、「保存年限の満了により、請求対象に

該当する簿冊は存在しない」として、2024年3月28日付け23町市協第562号の3により本件処分を行った。

3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、本件処分を不服として2024年4月5日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

4 処分庁は、2024年4月12日付け24町市協第42号の2「弁明書」により弁明した。

5 審査請求人は、2024年5月9日に「反論書」により反論した。

6 審査庁は、条例第14条第2項の規定に基づき、2024年5月28日付け24町市協第117号「公文書不存在決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2025年3月6日	審議
2025年4月8日	処分庁への事情聴取
2025年5月26日	審議
2025年6月5日	審査請求人による口頭意見陳述
2025年7月14日	審議
2025年8月21日	審議
2025年9月19日	審議
2025年10月27日	審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において、主に次のとおり主張した。

紙媒体の13町市協第485号規約変更認可書が存在しているのに、それを格納している簿冊が存在しないはずはない。

2 処分庁は、弁明書において、主に次のとおり主張した。

紙媒体の13町市協第485号規約変更認可書の文書データは、本来、総合文書管理システム上の永年保存の簿冊「認可地縁団体 申請・認可関連」（永年）に保存されるべきであったが、当時の起案者が誤って、5年保存の「認可地縁団体申請・認可関連（永年）とは別の簿冊」に保存していた。紙媒体の13町市協第485号規約変更認可書が永年保存の扱いで残っており、当該文書の鑑文書にも5年保存の記載があることから、当時、文書データを総

合文書管理システム上の5年保存の「認可地縁団体申請・認可関連（永年）とは別の簿冊」に保存したことは確かである。

請求者は、文書データを誤って保存した総合文書管理システム上の5年保存の「認可地縁団体申請・認可関連（永年）とは別の簿冊」の文書一覧の公開を求めているが、5年の保存年限の満了により存在しないため、不存在を理由とする非公開決定をした。

3 審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した。

- (1) 2013年当初に「5年保存の取り扱いだったことは確かである」とから、紙媒体の13町市協第485号規約変更認可書は、紙媒体の5年保存の「認可地縁団体申請・認可関連（永年）とは別の簿冊」に保管され、紙媒体及び電子媒体問わず、簿冊の文書一覧には13町市協第485号規約変更認可書が記載されるはずである。
- (2) 弁明書に記載のとおり、処分庁は、弁明書作成時点で、紙媒体の13町市協第485号規約変更認可書の存在を確認している。現在も当該文書が存在することから、処分庁は保存年限5年が経過する前に永年保存扱いにした。
- (3) 永年保存扱いに変更したのならば、町田市文書管理規程第17条第2項第9号により、紙媒体の13町市協第485号規約変更認可書の鑑文書には認印が押されているはずである。
- (4) 紙媒体の13町市協第485号規約変更認可書を永年保存扱いに変更しても、紙媒体の5年保存の「認可地縁団体申請・認可関連（永年）とは別の簿冊」から取り出さない限り、文書は簿冊と併に破棄される。処分庁は弁明書で、総合文書管理システム上の5年保存の「認可地縁団体申請・認可関連（永年）とは別の簿冊」について言及しているが、紙媒体の5年保存の「認可地縁団体申請・認可関連（永年）とは別の簿冊」については言及していない。
- (5) 処分庁は、総合文書管理システム上の5年保存の「認可地縁団体申請・認可関連（永年）とは別の簿冊」に保存した文書データを誤ったままにして、紙媒体の5年保存の「認可地縁団体申請・認可関連（永年）とは別の簿冊」に保存した紙媒体の13町市協第485号規約変更認可書は、町田市文書管理規程第16条第5項のとおり、余白を利用して5年から永年保存扱いに変更する起案をしたに違いない。または、保存年限の5

年が経過する前までに、紙媒体の13町市協第485号規約変更認可書を紙媒体の5年保存の「認可地縁団体申請・認可関連（永年）とは別の簿冊」から取り出し、当該簿冊以外の簿冊で保管する簿冊変更の起案をしていると思われることから、変更の起案書が存在するはずである。

- (6) 処分庁の作成した弁明書は、2024年4月12日（金）付けであり、4月19日（金）に届いた。2024年4月5日に審査請求を提起してから、わずか7日間で弁明書が作成されている。反論書を作成するために、2024年4月22日（月）受付予定の公開請求を行っているが、決定処分が2週間後の期限である5月7日（火）に行われた場合、反論書の提出期限である5月9日（木）までに内容を確認することができず、反論書に証拠を載せることができない。これは、あまりにも不利益を受ける提出期限の設定である。処分庁は速やかに公開請求に対する決定処分を行い、反論書の提出期限を延長するべきである。また、処分庁は、2024年4月25日付け24町市協第79号の2において、公開請求の決定期限を延長する処分を行っており、証拠の公開を先延ばしにしている。
- (7) 処分庁は、紙媒体の13町市協第485号規約変更認可書の文書データを誤って総合文書管理システム上の5年保存の「認可地縁団体申請・認可関連（永年）とは別の簿冊」に保存したように装っているが、実際は、町田市文書管理規程第16条第3項第3号「秘密の取り扱いをする事案」に該当するとして、永年保存とし紙文書として起案したに違いない。処分庁は秘密の文書を隠すことを目的に、同規程同条第5項及び第6項で理由付けし、紙媒体の13町市協第485号規約変更認可書を保存した紙媒体の5年保存の「認可地縁団体申請・認可関連（永年）とは別の簿冊」を永年保存扱いに変更し、総合文書管理システムへの入力を回避したと考えられる。当該簿冊の中には秘密の文書が隠されているに違いない。
- (8) 町田市文書管理規程第16条第6項は、同条第3項の起案を規定しているが、同条第5項の起案を規定しない欠陥点を悪用した狡猾な秘密の文書の隠蔽工作である。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件対象文書は、2013年度に行われた認可地縁団体の規約変更に関する「2013年度・13町市協第485号規約変更認可書」（以下「485号認可書」という。）を格納した簿冊の文書一覧であるが、保存年限の満了により、既に当該文書は廃棄されていたとして、処分庁は本件対象文書の不存在決定（以下「本件不存在決定」という。）を行った。

請求人は、485号認可書は紙媒体で作成されており、485号認可書及びその起案書は保存されているのであるから、本件対象文書である簿冊の文書一覧表は存在しないはずがないとし、本件不存在決定を争っている。

2 「485号認可書」にかかる文書管理について

（1）町田市における紙媒体の文書の管理について

町田市では、「総合文書管理システム」を利用し、文書管理を行っている。システム外で紙媒体によって作成された文書を收受した場合には、「総合文書管理システム」に件名、收受日、文書番号、発信元文書番号、媒体の種類、收受した文書を保存する簿冊、処理期限等の情報を登録した上で、紙媒体については物理的な簿冊に綴じ込むこととなる。簿冊については、システム上で選択ができる形式となっており、簿冊を選択することで、保存年限が起案書に自動的に表示される。

文書の保存年限は、総務部長が別に定める「標準保存年限基準表」に基づき、主管課長が定めることとなっている（町田市文書管理規程第33条）。当該文書を保存し、保存期間満了日を迎えた文書については、簿冊ごと廃棄するという扱いとなっている。

（2）認可地縁団体の規約変更認可書の管理について

認可地縁団体の規約変更認可書は、「標準保存年限基準表」17号の「永年保存とする必要があると認められるもの」に該当し、「認可地縁団体申請・認可関連」の簿冊に格納され、永年保存されることとなっている。

認可地縁団体が作成した紙媒体の規約変更認可書を実施機関が收受し、「総合文書管理システム」に登録する際には、本来は「認可地縁団体申請・認可関連」の簿冊を選択することにより、永年保存する文書として分類され、起案書の年限の欄にも「永年」と記載され、印刷された紙媒体の文書については、物理的な「認可地縁団体申請・認可関連」の簿冊に綴じ込むこととなる。そして、紙媒体の規約変更認可書は永年に保存され、「総合文書管理システム」上にも当該簿冊に含まれる文書の件名が記録

され、簿冊に含まれる文書の一覧表の作成も可能となる。

(3) 485号認可書の管理について

485号認可書は、認可地縁団体の規約変更にかかるものであるから、紙媒体の規約変更認可書が永年保存され、「総合文書管理システム」上の保存先として「認可地縁団体申請・認可関連」の簿冊が選択されなければならなかった。しかし、当審査会においても、485号認可書及びその起案書を確認したものの、本件対象文書の公開を請求した2024年2月22日時点において、「総合文書管理システム」上の本件対象文書の登録を確認することはできなかった。当審査会が実施機関から聴取した本件対象文書が廃棄された経緯は次のとおりであった。

「総合文書管理システム」に登録する際に、本来は「認可地縁団体申請・認可関連」の簿冊を選択すべきであったが、当時の担当者が誤って、保存年限が5年の別の簿冊を選択し、保存年限の欄に「5年」と記載された起案書が作成された。2013年度に5年保存の文書として作成され、保存期間満了後に廃棄された文書について、「総合文書管理システム」では廃棄した簿冊の名称を確認することができるものの、簿冊に含まれていた文書名は残っていないため、どの簿冊に登録されたかは不明であるし、廃棄された簿冊に保存されていた文書の一覧表を作成することもできない。しかし、485号認可書の起案書の保存年限が当初「5年」とされていたことから、認可地縁団体関係の保存年限が5年と定められている別の簿冊が選択された可能性が高い。

紙媒体の文書については、当初から「認可地縁団体申請・認可関連」の簿冊に綴じられていたのか、いったん別の簿冊に綴じられた後に「認可地縁団体申請・認可関連」の簿冊に移動したのかは不明であるが、485号認可書の保存年限が5年ではなく永年であることに気づいた職員が「保存年限」の欄の「5年」の右横に手書きで「(永年)」と加筆し、仮に別の簿冊に綴じられていた場合には、「認可地縁団体申請・認可関連」の簿冊に移動したことがうかがわれる。本来であれば、保存年限を「5年」から「永年」にする変更を紙媒体に加筆した時点で、「総合文書管理システム」の簿冊に関する情報も訂正すべきであった。しかし、実際には「総合文書管理システム」上の文書の簿冊に関する登録情報は訂正されないまま、485号認可書が別の5年保存の簿冊に格納されているという誤った情報

の登録が残り、本件対象文書を格納した簿冊は保存期間満了日後に廃棄された。その結果、紙媒体の485号認可書及び起案書は永年保存の簿冊に格納され保存されているのに、本件対象文書が廃棄されてしまうこととなった。

「総合文書管理システム」でいったん文書登録をした後に簿冊の選択に誤りがあった場合には、正しい簿冊へ綴りかえをしなければならない。町田市文書管理規程第17条第2項第9号によれば、書面起案方式によって起案した事案を訂正する場合には、起案書の保存年限の欄を訂正し、訂正箇所に、認め印を押さなければならないとされている。しかし、485号認可書の起案書の保存年限の記載には、押印は一切されていないことから、町田市文書管理規程に定められた手続きを行うことなく、事実上、保存年限の訂正が行われたことが推認される。

485号認可書のように、誤った保存年限に従って、廃棄されてしまったことが判明した場合には、誤りが判明した時点で、改めて「総合文書管理システム」に当該紙媒体の文書情報を登録し、正しい簿冊を選択することで、485号認可書を格納する簿冊の文書一覧表にも485号認可書が表示されることとなる。

なお、当審査会において、485号認可書について、「総合文書管理システム」でも、2024年度の「認可地縁団体申請・認可関連」の簿冊に登録されていることを確認している。

3 結論

以上のとおり、実施機関が、2024年3月28日付23町市協第562号の3により、本件不存在決定を行ったことには不自然な点はなく、したがって、本件不存在決定は妥当と判断される。

第6 付言

市が管理する公文書は情報公開条例で定義された市民の共有財産であり、その作成、保管、保存、廃棄において、誤りがないように、扱われなければならない。しかし、職員の事務作業の過程でミスは起こりうる。そのために、町田市文書管理規程でも、起案文書を訂正する場合の対応方法が定められている。本件においては、職員が起案文書を訂正する必要があったことに気づきながらも、町田市文書管理規程に沿った対応をせず、総合文書管理システ

ムへの登録を怠ったために、文書そのものが永年保存されているのに、簿冊へ文書登録がされていないという事態が生じてしまった。このことは、町田市においてその他の文書についても、町田市文書管理規程どおりに管理されているのかという疑念を市民に生じさせるものである。今後は、町田市文書管理規程に沿った適切な文書管理が確実に行われ、同様の誤りが繰り返されないように必要な措置を講じられたい。

なお、当審査会においては、公文書のライフサイクルとその第三者的監視を定める公文書管理条例の制定の必要性を指摘してきた。公文書管理の重要性に鑑みれば、公文書の管理方法を定める町田市文書管理規程が内部規範にとどまり、市民の目の届かない仕組みのままでは、不十分と言わざるをえない。改めて、公文書管理条例の制定を検討することを提言する。